

平成24年度「市設置浄化槽」の浄化槽設置希望者を募集

【下水道整備課 TEL69-0550】

京丹後市では、京丹後市水洗化計画に基づき、市が浄化槽の設置工事を行う事業（浄化槽市町村整備推進事業）の平成24年度分、浄化槽設置希望者を募集します。

【募集期間及び申込方法】

- 募集期間 平成23年10月3日（月）～ 平成23年11月30日（水）
- 浄化槽設置希望届出書は、下水道整備課又は各市民局にあります。もしくは、市のホームページからダウンロードできます。
- 申請書には、住所、氏名[㊤]、設置計画場所の住所、建物の用途、建物の総床面積、設置希望年月日等をご記入のうえ、下水道整備課又は各市民局へ提出してください。
- ※申請手続きの関係から平成24年4月～6月下旬までは設置工事ができませんので、希望される方は設置時期の調整をご検討願います。また、設置希望時期が集中する場合や専用住宅以外の方は、調整等に時間を要しますので、希望時期に設置できないことがあります。

【市設置浄化槽の工事内容】

- 5人槽から50人槽までの浄化槽本体設置工事（ブロワを含みます。）
- 附帯施設工事（必要なとき） 荷重対策設備、放流ポンプ設備
- 管理樹
- 配管工事 流入管1m以内、放流管20m以内（且つ必要と認める延長）
注：配管工事の対象範囲を超えた場合は、増嵩経費として個人負担となります。

【浄化槽設置希望者の条件】

- ①浄化槽の設置工事ができる敷地の提供。
- ②設置希望者(申請者)は、設置しようとする建物所有者又はその敷地の土地所有者。
- ③浄化槽設置工事の完了した日から1年以内に宅内の排水設備工事を完了し使用すること。
- ④浄化槽設置工事の完了後に受益者分担金27万円を納入いただくこと。(分担金は、原則一括納付ですが、3年以内の分割払い(最高12回)も可能です。)
- ⑤浄化槽処理水の放流先の側溝等の清掃管理を行っていただくこと。
- ⑥浄化槽付近に一定の水圧がある水道水を確保していただくこと。
- ⑦ブロワ等浄化槽の運転に必要な電気料金の負担をいただくこと。
- ⑧使用開始後は、条例に基づき使用料を支払っていただくこと。

【事業対象区域】

- 峰山町：西山、小西、新治、二箇、久次、五箇、鱒留、橋木、石丸、赤坂の一部
- 大宮町：奥大野、上常吉、下常吉、五十河、延利、久住、明田、新宮
- 網野町：下岡の一部、小浜の一部、仲禅寺、掛津、遊、三津、高橋、公庄、郷、生野内、切畑、新庄、日和田、溝野、磯、浅茂川の一部
- 丹後町：竹野、宮、岩木、吉永、矢畑、牧の谷、願興寺、家ノ谷、筆石、乗原、此代、徳光の一部（西小田）、平、中野、中浜、久僧、上野、井上、井谷、畑、遠下、鞍内、袖志、尾和、谷内、上山、是安
- 弥栄町：田中、中津、中山、野中、吉野、須川、霰、味土野、大谷、来見谷、等楽寺の一部(堀越)、吉沢の一部(小原)
- 久美浜町：油池、神谷、河梨、栃谷、甲坂、口馬地、奥馬地、口三谷、奥三谷、出角、新谷、谷、芦原、島、尉ヶ畑、奥山、二俣、円頓寺、坂谷、長野、竹藤、女布、丸山、永留、菖分、大井、関、三原、河内、蒲井、旭、海士、橋爪、西橋爪、坂井、友重、品田、新庄、須田、金谷、畑、市場

上記以外に、集合処理地区（下水道区域）ではあるが、地形条件等により集合処理とすることが困難な家屋。